

## 【表紙】

|               |  |
|---------------|--|
| 【提出書類】        | 公開買付報告書  |
| 【提出先】         | 関東財務局長   |
| 【提出日】         | 平成22年9月14日   |
| 【報告者の氏名又は名称】  | 株式会社日清製粉グループ本社   |
| 【報告者の住所又は所在地】 | 東京都千代田区神田錦町一丁目25番地   |
| 【最寄りの連絡場所】    | 同上   |
| 【電話番号】        | (03) 5282 - 6670   |
| 【事務連絡者氏名】     | 経理・財務本部 財務部長 毛利 晃  |
| 【代理人の氏名又は名称】  | 該当事項はありません   |
| 【代理人の住所又は所在地】 | 同上   |
| 【最寄りの連絡場所】    | 同上   |
| 【電話番号】        | 同上   |
| 【事務連絡者氏名】     | 同上   |
| 【縦覧に供する場所】    | 株式会社日清製粉グループ本社<br>(東京都千代田区神田錦町一丁目25番地)<br>株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社日清製粉グループ本社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社NBCメッシュテックをいいます。

(注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。

(注7) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

## 1【公開買付けの内容】

### (1)【対象者名】

株式会社NBCメッシュテック

### (2)【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

### (3)【公開買付期間】

平成22年7月30日(金曜日)から平成22年9月13日(月曜日)まで(32営業日)

## 2【買付け等の結果】

### (1)【公開買付けの成否】

本公開買付け(本書の提出に係る公開買付けをいいます。以下同じ。)においては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。

### (2)【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成22年9月14日に株式会社東京証券取引所において、報道機関に対して公表いたしました。

### (3)【買付け等を行った株券等の数】

| 株券等の種類       | 株式に換算した応募数   | 株式に換算した買付数   |
|--------------|--------------|--------------|
| 株券           | 3,712,614(株) | 3,712,614(株) |
| 新株予約権証券      |              |              |
| 新株予約権付社債券    |              |              |
| 株券等信託受益証券( ) |              |              |
| 株券等預託証券( )   |              |              |
| 合計           | 3,712,614    | 3,712,614    |
| (潜在株券等の数の合計) |              | ( )          |

( 4 ) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

| 区分   | 議決権の数  |
|--|--------|
| 報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)                        | 71,840 |
| aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)                                      |        |
| bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)               |        |
| 報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)                        | 9,100  |
| dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)                                      |        |
| eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)               |        |
| 対象者の総株主等の議決権の数(平成22年3月31日現在)(個)(g)                           | 89,696 |
| 買付け等後における株券等所有割合<br>$((a+d)/(g+(b-c)+(e-f)) \times 100)$ (%) | 90.20  |

(注1) 「報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(d)」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(g)」は、対象者が平成22年8月10日に提出した第105期第1四半期報告書に記載された平成22年3月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、単元未満株式に係る議決権の数(上記四半期報告書に記載された平成22年3月31日現在の単元未満株式3,100株から、対象者が平成22年6月29日に提出した第104期有価証券報告書に記載された平成22年3月31日現在の対象者の所有する単元未満自己株式85株を控除した3,015株に係る議決権の数である30個)及び証券保管振替機構名義の株式600株に係る議決権の6個を加えて、「対象者の総株主等の議決権の数(g)」を89,732個として計算しております。

(注3) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

( 5 ) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。